# 高等学校等就学支援金制度

申請にはマイナンバーカードが必要です。

### 1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

#### 【受給資格】

高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、**日本国内に住 所を有する方**が対象です。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象になりません。

○保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、 30万4,200円以上の方(年収目安約910万円以上の方)

### 【算定式】

#### (市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ○高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ○高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

### 2. 受給資格の申請、収入状況の届出(※)

### 【受給資格の申請(新入生の方)】

- ○利用のためには、**申請が必要**です。入学時の4月など必要な時期に学校から案内があるので、必ず手続を行ってください。申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。
- ○都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

### 【収入状況の届出(在校生の方)】

- ○毎年7月頃、世帯の所得情報(課税額)が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、<u>収入状況の届出が必要</u>です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。
- ○都道府県による審査終了後、結果が通知されます。

## 3. 支給額(※)

### (1)公立学校に通う生徒

県立高校の授業料額

全日制 年額 11万8,800円 (月額 9,900円)

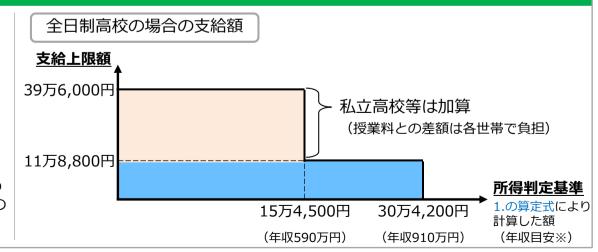
定時制 年額 1単位 1.620円 × 生徒の履修単位

通信制 年額 1単位 310円 × 生徒の履修単位

### (2)私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります(右図参照)。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の 一方が働いている場合の目安です。家族の人数や年齢、働いている人の 人数等により、実際の対象は変わるのでご注意ください。



具体的な手続などは裏面をご覧ください。 ※ 表面項目2、項目3、裏面項目4は山梨県教育委員会で一部修正したものとなります。

#### 4. 申請(収入状況の登録) **(**%)

申請は、原則として、オンライン(パソコンやスマートフォン)と なります。マイナンバーカードを用いて**保護者等の収入状況を登録**し ます(マイナンバーカードの発行は最短で1ヶ月程度が必要です)。

(1) マイナンバーカードを持っている場合

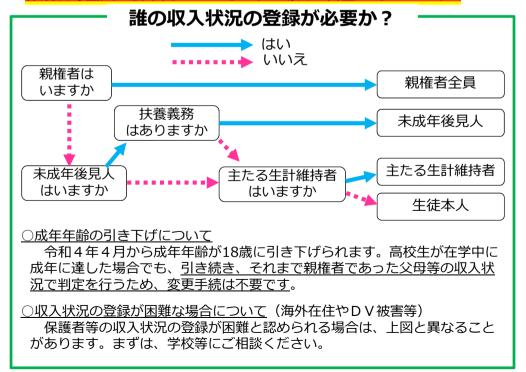
保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得

(2) マイナンバーカードを持っていない、オンラインの環境がない場合 課税証明書を学校に提出(山梨県の公立高校の場合)

※山梨県の私立高校とは申請方法が異なります。

#### 【注意事項】

- 虚偽の申請により就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されるこ とがあります。
- 収入状況の登録は、原則、保護者等全員分(例:親権者が両親ならば2) 名分)が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内がありま す(イメージは下図のとおり)。
- 審査には保護者等全員の課税情報が必要です。 税申告がお済みでない場合は早急に税申告をお願いします。 保護者等全員の税申告がされていない場合は審査ができません。



### 5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代 わって受け取り、授業料に充てます。**生徒や保護者が直接受け取るもの** ではありません。

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相 当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利 用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。







都道府県 ◆ ■ 国

牛徒

授業料を相殺

学校

生徒に代わって就学支援金 を受領し、授業料に充てる

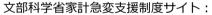
就学支援金の費用 を都道府県に交付

### 6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他 自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得てい た収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※対象となる要件等詳細については、

通われる学校へお問い合わせください。



https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/01754.html



### 7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費(教科 書費・教材費など)を支援する『**高校生等奨学給付金**』(返還不要)や、 都道府県独自の経済的支援があります。

※ 高校牛等奨学給付金を受給するには、保護者がお住まいの都道府県へ申請 する必要があります。

申請方法等は、通われる学校またはお住まいの都道府県にお問い合わせく ださい。各都道府県の問合せ先は、以下の「高校牛等奨学給付金のお問合せ 先一覧」をご覧ください。

検索

高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



文部科学省ホームページ:

https://www.mext.go.jp/a menu/shotou/mushouka/index.htm



